

平成31（2019）年度 事業計画

I 基本方針

わが国では、少子・高齢化、人口減少社会を迎え、社会的孤立や貧困といった問題が個人や世帯で深刻化している中、全世代型社会保障の基盤強化に向けて、地域共生社会の実現をめざすとともに、働き方改革の推進や福祉人材の確保等を図っていくこととしている。

本会においては、3カ年計画として「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定し、大阪市の「大阪市地域福祉基本計画」とも連携を図りながら推進している。

本年は、その2年目にあたり、「担い手」「居場所」「見守り」の3つの重点目標に掲げる取組みについて、絶えず評価・検証結果を反映しながら推進し、社会的孤立を防ぎ、人と人が支えあうことができる「地域づくり」をめざしていく。

市内には、高齢者や障がい者、児童等に関するさまざまな相談支援機関が多数あり、住民から多くの相談が寄せられているが、相談内容は複合的な困りごとを抱えていることが多く、その解決が困難な場合には、行政が核となり全市的な包括的相談支援体制の整備を図ることになっている。

このような中、社協は、さまざまな事業を通じて構築してきた関係機関とのネットワークにより専門的な相談支援等の窓口を拡げるとともに、地域での見守り活動などを通して住民自らが“困りごと”に気づき、専門職と連携し、解決を図っていくことができるよう、地域の福祉力の向上をめざす。

については、区社協への支援を一層強化し、市・区社協が一体となって大阪市地域福祉活動推進計画にもとづく取組みを進め、分野横断的かつ包括的に支援する体制を構築し、社協の総合力を一層発揮する。

また、近年、大規模災害が多発している中、初動対応を的確に進めるとともに、市民の生活復旧やその後の生活支援に向けて、迅速かつ効果的な支援が行えるよう事業継承計画（BCP）を策定し、社協事業の早期復旧をめざすなど必要な災害対策を推進していく。

これらを推進する基盤として、職員一人ひとりが仕事へのやりがいを持ちながら、自身の将来像を描くことができる持続可能な組織運営をめざしていく。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、各区社協をはじめ市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、地域福祉を一層推進する。

Ⅱ 平成31（2019）年度事業

1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化

本会が、自律した組織として効率的・効果的に事業を展開するため、「市・区社協経営計画会議」において、社協をとりまく現状をふまえ、市・区社協が一体感をもって、全市的な共通の課題に対して具体的な対応策を検討するとともに、本年4月から順次施行される「働き方改革関連法」などの外部環境の変化も考慮して、安定した組織運営と事業実施体制の構築、人材育成の強化等に取り組む。

（1） 人材の確保・育成

職責に応じた人材育成をすすめ、組織体制を一層強化するために、市・区社協における事業実施体制や円滑な業務遂行に向けた検討を進める。

入職5年以内の職員が全体の約2割を占めるなか、研修体系にもとづく職員研修により、若手職員研修の充実はもとより、職場において若手職員の人材育成を担う主査級や管理職のマネジメント力の強化をめざすとともに、組織内での育成体制の構築について検討し、重層的な人材育成に努める。

また、優秀な人材を確保するため、法人説明会の開催や若手職員の声を反映した職員採用パンフレットの作成等、市・区社協で働く魅力ややりがいを積極的にアピールし、採用活動の強化に努める。

（2） 組織基盤の強化

職員一人ひとりが仕事へのやりがいを持ちながら、自身の将来像を描くことができる持続可能な組織運営をめざし、若手職員が活躍する場の創出など、組織の活性化を図る。

また、本会における経営上の重要な財政基盤として、交付金や補助金収入等の「公的財源」が多くを占めている中、各事業の収支分析を行い、コスト意識をさらに高め、効果的に事業を実施するとともに、事業受託を積極的に進め、より健全な経営をめざす。

（3） 組織の透明性と信頼性の確保

内部管理体制の基本方針にもとづき、ガバナンスの確保、リスク管理及びコンプライアンスに関する管理体制の強化を図るとともに、監事及び会計監査人との連携のもと、適正な事業執行体制、内部統制について、一層推進する。

2 「大阪市地域福祉活動推進計画」（平成30～32年度）の推進

大阪市地域福祉活動推進委員会及び関係会議における検討のもと、「大阪市地域福祉活動推進計画」に係る前年度（推進1年目）の評価・検証結果をふまえ、次の重点目標に掲げる取組みを推進し、社会的孤立を防ぎ、人と人が支え合うことができる「地

域づくり」とともに、地域住民・団体をはじめとする多様な主体による取組み状況をもとに、評価手法を検討・確立し、地域福祉活動のさらなる発展をめざす。

なお、評価・検証結果については広く発信し、推進状況の見える化を図り、具体的な地域福祉活動推進の一助となるよう、「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を、重点目標と関連した「企業・商店の地域貢献に向けた取組み」をテーマとして、新たに作成する。

大阪市地域福祉活動推進計画の3つの重点目標

- 【重点目標1】地域福祉を担う人を広げる（担い手）
- 【重点目標2】人が集い・つながる場を広げる（居場所）
- 【重点目標3】地域で見守り・気にかけて合う関係を広げる（見守り）

3 地域生活課題をふまえた地域福祉活動推進の支援

(1) 区社協支援を中心とした地域福祉活動の推進

市民が抱える地域生活課題をとらえ、各区・地域において、多様な担い手の参画と協働、居場所づくり、見守り・支えあいの活動などが効果的に推進されるよう、区の地域福祉推進の中核を担う区社協への支援を強化し、関係機関と連携しながら、課題や推進手法について検討し、必要な情報を発信する。

ア 区担当制を中心とした区社協活動への支援

区社協へのヒアリング等による状況把握・調査・共有、助言・情報提供及び福祉局との連携、区役所と連携した計画・ビジョンづくりの支援等

イ 区社協活動に関する研修会・連絡会・検討会の開催及び情報集約・発信

区社協会長会をはじめとした事務局長会や地域支援担当管理者会の他、事業別の会議、区社協職員対象の各種研修

ウ 地域福祉シンポジウムの開催等を通じた推進手法・実践事例の発信

地域福祉シンポジウムの開催、テーマを設定した事例集の発信、学会報告や他都市への発信

エ 大阪市地域福祉活動推進委員会及び関係会議の開催

学識経験者、社会福祉活動実践者、社会福祉施設関係者等の参画を得て、地域福祉活動の推進を目的とする委員会等の開催

(2) 地域子ども支援ネットワーク事業の推進

食や学び、遊びを通じ、子ども同士あるいは他世代との交流や職場体験等により、こどもの生きる力を育むとともに、社会全体で子どもを支える仕組みの構築をめざし、多様な団体の参画により、次の取組みを推進する。

【継続事業】

- ア 地域こども支援団体連絡会の開催
- イ 地域こども支援ネットワーク事業運営協議会の開催
- ウ こども食堂スタート講座の開催
- エ こども食堂、居場所立上げ支援（相談支援）
- オ 啓発イベント、シンポジウム、交流会等の開催
- カ 企業、施設等の参画の拡充
- キ ホームページによる情報発信

【新規・拡充事業】

- ア こども食堂等、活動者のための「こどもの居場所あんしん保険」の実施
- イ ボランティアの登録と活動団体とのマッチング
- ウ こども食堂等を利用しているこどもや保護者、活動者、社会福祉施設、企業等との協働による福祉体験キャンプの実施
- エ こどもの居場所に関する調査研究
- オ 区社協との連携強化（ネットワーク構築支援、連絡会支援等） 拡充
- カ 企業からの提供物資、イベント等への招待、職場体験等の需給調整 拡充

（３） 高齢者の社会参加促進に向けた介護予防ポイント事業の実施

65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の視点だけでなく、地域や施設で自らの能力を活かし、社会参加活動で得られる喜びや生きがいを感じながら、地域の一員として自分らしく誇りを持って生活していくことを目的に実施する。

また、より多くの活動登録者が活動できるよう、受入登録施設（介護保険施設・保育所）の拡大に努め、受入登録施設とのマッチングを進める。

（４） 助成金を活用した地域生活課題の解決に向けた支援

地域住民や団体が、地域の生活課題の解決に向け、主体的に取り組む公益的な活動や、広報活動を推進するため、共同募金を活用し助成する。

また、地域住民や団体が主体となって、地域でさまざまな人の交流が進み、誰もが自分らしく生活できる地域社会づくりの一助とするため、大阪市ボランティア活動振興基金や共同募金の財源を活用し、地域住民が集える新たな居場所づくりが推進されるように重点的に助成を行う。

（５） 善意銀行の運営

市民からの善意の預託（金品・物品）を活用し、地域コミュニティづくりへの支援をはじめ、地域福祉活動の推進や大阪の社会福祉における歴史保存・伝承に取り組む社会福祉施設・団体、関係機関などに助成する。

また、前年度、株式会社セブン－イレブン・ジャパンと締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定」をはじめとし、地域におけるさまざまな課題解決に向けた取組みを支援する企業等によるCSR（社会貢献）活動と連携し、物品寄附を介して、生活に困難を抱える個人や世帯への支援を一層推進する。

4 総合的な相談支援体制の充実

(1) 総合的な相談支援体制の充実に向けた協議・検討、関係機関との連携

地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備が進められる中、コミュニティソーシャルワークを推進する各区見守り相談室の機能強化をはじめ、生活困窮者自立相談支援窓口等の全市的な連携強化と併せて、区社協における部門間の横断的・包括的相談支援体制の構築に向け、支援を強化する。

- ア 見守り相談室の機能強化に向けた研修会、連絡会の開催
- イ 生活困窮者自立相談支援事業に関わる他法人を含めた研修・連絡会の開催
- ウ 市の総合相談支援体制の構築に向けた区社協、行政との連絡調整
- エ 区社協内の包括的相談支援体制の構築に向けた研修の実施

(2) 地域包括支援センター連絡調整事業の推進

市内全域の地域包括支援センター及び総合相談窓口からの相談対応や連絡調整を行うとともに、地域包括支援センターが抱える課題解決に向けた情報交換会や研修会を開催し、円滑な運営を支援する。

また、地域包括ケアの推進に向けて地域支援事業の連携を図り、自立支援型ケアマネジメントの推進を支援する。

- ア 地域包括支援センター（認知症強化型包括支援センターを含む）・ブランチからの相談受付、後方支援
- イ 業務実績集計、分析、フィードバック
- ウ 情報の共有化
- エ 職員研修の企画実施
- オ 家族介護者支援

(3) おおさか介護サービス相談センター事業の推進

介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者からの相談を受け、情報提供や苦情相談に対する助言・調整などを行うとともに、地域包括支援センターとの連携により介護保険サービスの質の向上に取り組む。

また、福祉人材の育成を目的として、地域住民が参加しやすい学習会を開催するとともに、各区の居宅介護支援事業所など、サービス提供事業所連絡会にセンターの事業説明を行うなど、当センターの周知を強化する。

(4) 休日夜間福祉電話相談事業の推進

相談支援機関の窓口が閉まっている休日夜間に、障がい者・高齢者の福祉に関する電話相談に応じ、関係機関などの情報を提供する。

また、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施の手引き」に基づき、障がい者、高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、関係機関との連絡調整を行う。

(5) 生活福祉資金貸付事業の推進

生活福祉資金貸付事業の相談窓口である各区社協に対し、全国社会福祉協議会や大阪府社会福祉協議会と連携し、情報提供や研修会を実施する。

また、生活困窮者自立相談支援窓口との連携を一層強化するため、合同会議を開催し、事業の推進を図る。

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

ひとり親家庭への支援の充実を図るため、厚生労働省から、今後4年間の事業実施延長が示されたことを受け、引き続き、就職に有利な資格取得を目指して、養成機関に在学している、ひとり親家庭の親に入学準備金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を支援する。

5 権利擁護に関する取組みの推進

「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する取組みを一体的に推進する。

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用の推進

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を営むことができるよう、意思決定支援の理念を基本に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などを実施する。

また、担当職員のスキルアップを図るため、研修会や連絡会の開催等を通じて、事業推進に必要な諸制度の理解促進を図るとともに、業務の標準化や効率化に向け、業務マニュアルを見直し、職員に周知徹底する。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度のさらなる利用促進のため、広報や相談機能の充実を図るとともに、制度の利用を必要としている方々の適切な利用につなげる。

また、権利擁護の担い手であり、地域福祉の担い手でもある市民後見人の活動を拡げていくため、養成・支援に向けた取組みを一層推進する。

ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の運営

イ 成年後見制度の広報・啓発及び相談

- ・協議会構成団体及び大阪市市民後見人連絡協議会との連携による効果的な広報活動の展開
- ・成年後見制度の利用を必要とする本人やその家族・支援者からの相談対応

- ウ 市民後見人の養成・支援
 - ・市民後見人及び市民後見人バンク登録者への研修や活動支援
 - ・市民後見人活動の普及・啓発のための実践事例の収集及び発信
 - ・市民後見人バンク登録者に対する地域活動に関する情報提供
 - ・参加者の利便性を考慮した市民後見人養成講座の開催
- エ 相談支援機関の後方支援
 - ・本人を取り巻く相談支援機関で形成する「チーム」を支援するための専門職の派遣
 - ・成年後見制度の利用支援に関する研修会の実施
- オ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への円滑な移行支援
- カ 親族後見人支援機能
 - ・専門職団体、家庭裁判所との連携・協力による相談会・交流会の実施
- キ 成年後見制度の利用促進全般に関する関係機関との連携

6 大規模災害発生時に備えた災害対策の推進

大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、市民の生活復旧に向けて、迅速かつ効果的な支援活動が行えるよう、昨年度発生した大阪北部地震や台風21号における災害対応での課題をふまえ、災害対策を推進する。

(1) 大規模災害時に的確な支援を行うための災害対策の推進

災害時の対応が円滑に行うことができるよう、前年度策定した初期行動計画を更新し、初動対応や関係機関との連携、役割分担などを明確にするとともに、災害訓練の継続実施や安全な職場環境の整備、計画的な必要物品の備蓄、職員研修等についてより一層取り組む。

(2) 他都市の社協や関係機関との連携強化

- ア 近畿ブロック府県・指定都市社協災害相互支援協定にもとづき、災害発生時に備え、平時から連携を構築する。
- イ 大阪府域において、民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携及び被災地復興支援を図ることを目的に、おおさか災害支援ネットワークに参画する。
- ウ ライオンズクラブとの「災害時のボランティア活動支援に関する協定書」にもとづき、災害時のみならず平時から、同クラブとの連携を強化するとともに、区域における協定締結に向けた取組みを進める。
- エ 大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホットネットおおさか）と連携を図り、東日本大震災による避難者支援を引き続き行う。

(3) 災害時のボランティア活動支援体制の構築

災害対応における課題をふまえ、テクニカルボランティアの育成を目的に前年度開催した「屋根のシート張り講習会」に参加し、大阪市ボランティア・市民活動センターに登録したボランティアに対して、災害支援等に関する情報を発信し、平時からのつながりを継続する。

また、区域における防災意識の向上や災害発生時にそれぞれの専門性や役割を活かして支え合うボランティア活動を推進するため、おおさか災害支援ネットワークに参画する専門的な技術を持つNPO団体等からの協力を得て、区社協で実施する「屋根のシート張り講習会」の開催を支援する。

(4) 災害時における事業継続計画（BCP：Business Continuity Planningの略）の策定

大規模災害発生時において、参集可能な限られた人員により、災害時に求められる業務や通常業務について、円滑かつ適切に遂行していく必要がある。

ついては、あらかじめ、業務の優先順位や休止・延期業務などを定め、早期の社協事業の復旧をめざすため、事業継続計画（BCP）について、市・区社協が一体となって策定しているところであるが、本計画が、効果的に運用されるよう、職員へ周知徹底するとともに、定期的に見直す。

(5) 災害ボランティアセンター開設・運営に向けた支援

災害時に区社協が開設する災害ボランティアセンターの運営が円滑に進むよう、研修の実施や災害訓練実施に向けた支援、助言を行う。

7 ボランティア・市民活動の推進・強化

(1) ボランティア振興事業の推進

ア 担い手育成に関わる福祉教育や多様なボランティア・市民活動を推進するため、各区ボランティア・市民活動センターなどと連携を密にし、支援する。

イ 先駆的な活動をはじめとしたボランティア・市民活動に関する情報発信を強化し、啓発・普及に取り組む。

(2) 福祉教育の普及・推進

地域共生社会をめざし、教育分野と社会福祉分野の協働により、学校等における当事者を交えた福祉体験やふれあいの機会をつくるなど、こどもたちの学びを支援する取組みを一層推進する。

また、地域住民や地域団体、福祉施設、ボランティア・市民活動団体、NPO法人、企業など多様な団体と連携し、認知症の理解促進に向けた取組みやボランティア学習など、全世代を対象とした地域での福祉の学びの場づくりに取り組む。

このような取組みを通じて、誰もが排除されることなく、ともに生きる地域づくりに向けて福祉意識の醸成を図る。

(3) ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援

- ア 「居場所の運営ボランティア養成支援事業」や「社会参加の空間整備支援事業」等への助成により、喫緊の課題である「担い手の育成」や「居場所づくり」など、課題解決に取り組む活動団体を助成する。
- イ 多様化・複雑化・深刻化する地域福祉課題に取り組む団体への支援に資するため、活動団体への調査や事業検証を行い、柔軟な支援が可能な新たな枠組みを策定する。

(4) 大阪市民活動総合支援事業の実施

大阪市域で活動する市民や市民活動団体、企業など誰もが「公共の担い手」として市民活動や社会貢献活動を円滑に進めることができるよう、また他の団体や企業との連携・協働をさらに進めることができるよう総合的に支援するため、次の業務を実施する。

- ア 市民活動総合相談窓口の運営及び区相談窓口への支援
- イ ICTを活用した市民活動・社会貢献活動等に関する情報発信、大阪市民活動総合ポータルサイトの運営 新規
(特定非営利活動法人若者国際支援協会と共同体により実施)
- ウ 社会課題解決に資する資源情報の収集・発信及び市民、市民活動団体、企業などさまざまな活動主体の交流の場の開催 新規

(5) 認知症サポーター養成等事業の実施

認知症の正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組む。

- ア 認知症サポーター養成講座開催に係る事務、開催支援
- イ キャラバン・メイトの養成及びフォローアップ、組織化の支援
- ウ 企業や学校における認知症サポーター養成講座の開催
- エ 認知症サポーター活動の推進
- オ 認知症カフェ運営に係る後方支援

8 中立・公正な立場にたった事業の展開

介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

対象者一人ひとりの個別性や人権に配慮しながら、市内の要介護認定調査、障がい支援区分認定調査及び他市町村からの依頼による市内居住者の認定調査を迅速に実施する。

また、担当職員に対して、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修を実施し、調査員としての質の向上を図ることで、適切な認定調査を実施する。

9 福祉人材の養成及び情報の発信

(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営

社会福祉を支える人材養成や市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした、多様な研修や実習を実施するとともに、社会福祉に関する多面的な情報を発信する。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした、福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 地域福祉活動を担う市民を対象とした研修の実施
- ウ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営
- エ 社会福祉施設・事業者等からの人材育成等に関する相談対応及び情報提供
- オ 社会福祉に関する情報提供及び調査研究
- カ 図書資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示
- キ 貸室業務及び施設総合管理業務（榊太平ビルサービス大阪と共同体により実施）
- ク 福祉職員のためのメンタルヘルス相談の実施

(2) 新たな地域福祉活動の担い手等の育成

地域福祉活動の担い手不足に対応するため、地域福祉活動者の学びに関わる課題を検討、整理し、「地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集」を作成することにより、新たな担い手の育成や、地域福祉活動推進の一助とする。

また、担い手の育成や定着支援に向けて、地域福祉活動における基礎的な理解促進や学識経験者を交えた先駆的な実践事例の共有等、区レベルではなく市レベルでの開催がより効果的な研修についてモデル的に実施する。

(3) 介護職員実務者研修通信課程（スクーリング）の実施

介護福祉士の養成に寄与するため、全国社会福祉協議会（中央福祉学院）が行う介護職員実務者研修通信課程のスクーリングを実施する。

(4) 社会福祉の担い手の育成

介護、福祉分野における人材不足が深刻である状況をふまえ、大阪市福祉人材養成連絡協議会において、人材確保と定着を支援するための方策を検討し、大阪福祉人材支援センターと連携して、潜在的有資格者の復職支援研修や、子育て世代を対象とした新たな担い手の拡充に向けた啓発プログラム等に積極的に取り組む。

また、職員の社会福祉士実習指導者研修への参加を促進し、積極的に実習生を受け入れることで、次世代の社会福祉の担い手を育成する。

(5) 福祉の就職総合フェアの共催

社会福祉分野への就職を希望する求職者と社会福祉施設などとのマッチングの機会を提供する、合同求人説明会を大阪府社会福祉協議会などと共催し、福祉・介護分野の人材確保に努める。

(6) 大阪市・シカゴ市（姉妹都市）社会事業従事者研修・交流プログラムの実施

市内の社会福祉施設の従事者が、シカゴ市に訪問し、社会福祉専門家・従事者との交流を通じ、国際的視野と相互理解を深め、福祉の発展・充実に寄与するとともに、同市との姉妹都市交流の進展を図るため、大阪市社会事業施設協議会と共催して実施する。

10 福祉関係機関、団体との連絡協調

(1) 民生委員・児童委員との連携

近年、大規模災害が相次いで発生している中、災害時における要援護者の安否確認は喫緊の課題となっており、非常時に迅速に要援護者の確認・支援ができる体制を構築するため、平常時から継続的な見守り活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化する。

(2) 共同募金会との協働

赤い羽根共同募金の配分金をもとに、こどもの居場所づくりをはじめとしたさまざまな地域福祉活動を一層推進する。

街頭募金活動には、本会職員も積極的に参画するとともに、広報誌やホームページに、地域の支えあい運動の一環としての活動の趣旨を掲載するなど、大阪府共同募金会と緊密な連携を図る。

(3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

市民の福祉ニーズに対応できるよう、社会福祉施設が実施する公益的な取組みのさらなる展開を支援する。また、各社会福祉法人が抱える課題である人材確保・定着に係る取組みを進めるため、多様な方面に向けた求人情報を発信するためのホームページの作成等を支援するとともに、本会の広報と連携し、福祉の仕事のやりがいや魅力を積極的に伝える。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

市域の社会福祉施設が人権課題への理解を深め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会と共催し、社会福祉施設職員を対象とした人権研修を実施する。

(5) 区社会福祉施設連絡会活動の支援

各区社会福祉施設連絡会が一堂に会する「全体会」における各区の事例報告や情報交換を通じて、連携の強化及び活動の活性化を図る。

また、大阪市社会事業施設協議会（以下「施設協」）と協力して、地域住民と各施設との顔の見える関係づくりに関する取組みを拡げ、災害時や緊急時に支え合うことができる地域づくりの強化をめざす。

(6) 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの支援

施設協の加盟団体（児童、保育、老人、生保、地域、障がいの各団体により構成）に対し、本会が主体となり昨年度から実施している「地域子ども支援ネットワーク事業」への参画を促し、市内の各社会福祉法人の公益的な取り組みにつなげる。

また、施設協と共催して、各社会福祉法人が実施している公益的な取り組みが市民ニーズに応じた活動となっているかを調査し、その結果をふまえ、より地域に密着した取り組みを展開できるよう支援する。

1.1 広報啓発活動の充実

(1) 調査、啓発及び広報活動

本会発行の広報誌「大阪の社会福祉」、ボランティア・市民活動センターの「COMVO」、社会福祉研修・情報センターの「ウェルおおさか」やホームページに限らず、メディアなどの媒体も活用しながら、地域福祉推進に向けた本会における取り組みや地域での実践事例等について、積極的な情報発信に努める。

ホームページでの発信に際しては、アクセス数や、どのようなルートで情報が届いているのか等を検証し、効果的な広報戦略をたてるとともに、情報を必要としている対象者に“届く広報”を意識して情報の発信に努める。

また、広報活動を通じて、本会の事業についての信頼性や透明性の向上につながるとともに、本会に対する認知度を高め、理解者・支援者を拡充していくことで、地域福祉の担い手を広げる取り組みにつなげる。

(2) 大阪市社会福祉大会の開催

本会が地域福祉を推進する中核的な団体として「誰もが安心して自分らしく暮らすことができる福祉によるまちづくり」をめざすことを宣言するとともに、社会福祉の功労者への表彰や、ボランティア活動を中心とした市民の地域活動への参加促進を図ることを目的として開催する。

(3) 人権啓発の推進

社会福祉に従事する職員として、人権問題の理解と認識を深め人権意識の向上に資するため、「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」「大阪市社会事業施設協議会」と連携を図り「大阪市社会福祉施設職員人権研修」「社会福祉施設職員人権ワークショップ」を開催する。

高齢者、障がい者、児童虐待防止推進月（週）間行事をはじめとする多様な人権活動に参画するとともに、関係団体主催の人権研修への参加を促進し、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページ等で広報・啓発する。